資料１

中央交通安全対策会議専門委員会議について

１　専門委員

中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣、委員：関係 12 大臣）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるとされており（交通安全対策基本法第 15 条第４項）、昭和 46 年度から始まった第１次交通安全基本計画の作成以来、交通安全基本計画の作成に当たっては、専門委員会議を開催し、交通安全に高い識見をそなえた学識経験者等から意見を聞いている。専門委員は、内閣総理大臣が任命する。

第９次交通安全基本計画の作成にあたって、20 名の専門委員が本年２月１日付けで任命された。

２　会議の開催

平成 23 年度から始まる第９次交通安全基本計画は、平成 23 年３月までに中央交通安全対策会議において決定される必要があるため、専門委員会議を、本年２月から約１年間、５回程度開催する。

３　会議資料、議事要旨及び議事録の公開

専門委員会議の終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを、会議資料とともに、内閣府ホームページに掲載する。また、一定期間経過後に、当該専門委員会議の議事録を作成し、専門委員会議に諮った上で、これを内閣府ホームページに掲載する。

４　国民等からの意見

第９次交通安全基本計画に盛り込むべき事項を、昨年 11 月から 12 月にかけて都道府県・政令指定都市、関係団体に対して照会している。また、本年秋頃に公聴会の開催、意見募集（パブリックコメント）を予定している。これら政府に寄せられた国民の意見等については、適宜、専門委員会議において報告する。

参照条文

○　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）（抄）

（中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十四条　内閣府に、中央交通安全対策会議を置く。

２　中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（中央交通安全対策会議の組織等）

第十五条　中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

３　委員は、内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

４　中央交通安全対策会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

５　中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府において総括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府と国土交通省において共同して処理する。

６　前各号に定めるもののほか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○　交通安全対策基本法施行令（昭和四十五年政令第百七十五号）（抄）

（中央交通安全対策会議）

第二条　中央交通安全対策会議の専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

２　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

３　委員及び専門委員は、非常勤とする。